食品営業許可申請の手引き

事前相談

- 取り扱う食品等によって、施設の構造・設備が異なります。
- 施設工事の着工前に、図面(設備等の配置が分かるもの)を 持参の上、御相談ください。

電子申請

- 申請は厚生労働省食品衛生申請等システムで行います。
- 施設の図面、食品衛生責任者の資格を証する書類を御準備 の上「営業許可の申請」から申請内容を入力してください。



食品衛生申請等システム https://ifas.mhlw.go.jp /faspte/page/login.jsp



※電子申請後、窓口で申請書の審査を受け、手数料を納付してください。

申請書提出

- 申請内容(電子申請の最後に表示される整理番号の控え) 【LIC20 ~ (13桁)】
- 営業施設の構造及び設備を示す図面
- 施設周辺の地図(案内図)
- 登記事項証明書(コピー可) ※法人の場合
- 食品衛生責任者の資格を証するもの(コピー可)
- 水質検査成績書 ※井戸水等を使用する場合
- HACCPに沿った衛生管理計画書
- 申請手数料(静岡県収入証紙)



窓口に持参

代表的な業種の 新規申請手数料	魚介類販売業、食肉販売業	9,600円
	菓子製造業、漬物製造業	14,000円
	飲食店営業	16,000円
	そうざい製造業、水産製品製造業	21,000円
	複合型そうざい製造業	30,000円

施設調査





- 保健所職員が現地調査を行い、施設基準に適合しているか確 認します。
- 施設基準に適合しない場合は許可されません。
- 不適事項については改善し、改めて検査を受けてください。

沼津市・長泉町・清水町・裾野市 月曜日・木曜日

三島市・伊豆の国市・函南町

火曜日・金曜日(PM)

(予約が一杯等、御希望に添えない日もあります。)

許可連絡

- 許可連絡の電話があった時点から営業可能です。
- 許可の連絡には調査から | 週間程度かかります。
 - ※開業日は、余裕をもって設定してください。

許可証交付

• 月 | 回 講習会を開催し、許可証をお渡しします。 (調査時及びハガキ (後日) で日程をお知らせします。)

〇食品衛生申請等システムの利用方法

Step O 食品衛生申請等システムへのアクセス

厚生労働省 食品衛生申請等システム https://ifas.mhlw.go.jp/ faspte/page/login.jsp



- 検索窓に「食品衛生申請等システム」とキーワードを入力し検索を行い、厚生労働省の食品衛生申請等システムサイトを表示してください。
- サイト内の<u>【食品等事業者の方はこちら】</u>クリックするとログイン画面が表示されます。



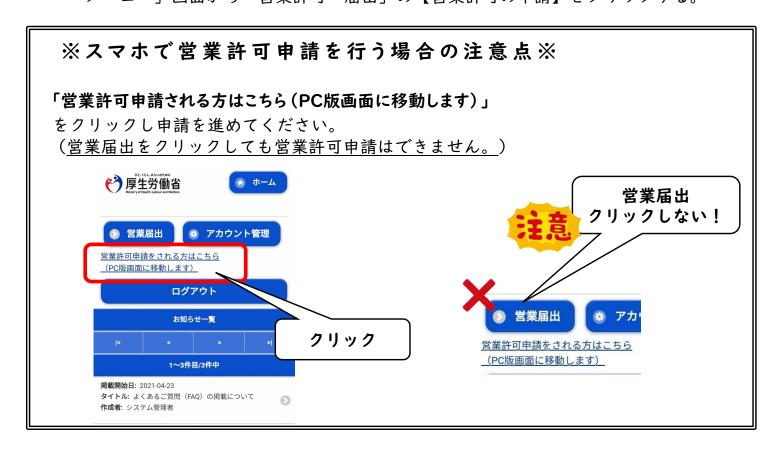


Step I 食品事業者情報の登録(初回のみ)

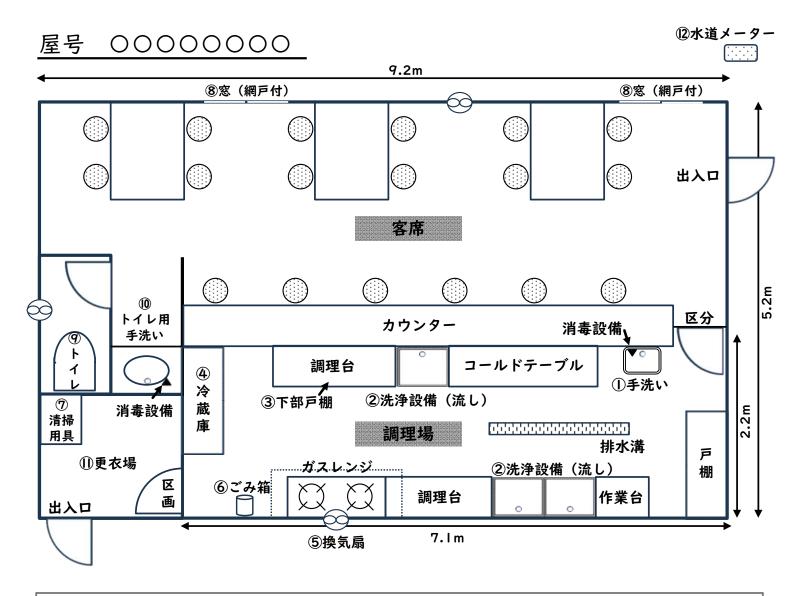
- ログイン画面の【アカウントの作成はこちら】をクリックします。
- 必要な情報を入力し、ログインID (メールアドレス) とパスワードを取得します。
- IDに設定したメールアドレスにメールが24時間以内に本登録を行って下さい。

Step 2 営業許可申請の手続き方法

- ログイン画面でIDとパスワードを入力し、ログインする。
- 「メニュー」画面から「営業許可・届出」の【営業許可の申請】をクリックする。

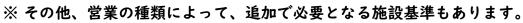


○営業施設図面の記載例(飲食店営業)



申請に必要な図面は、施設の構造や設備が具体的に記載されている必要があります。次のことが図面に記載されているか事前にチェックしましょう♪

- □ I 手洗い、消毒設備 (レバー式等再汚染防止できる物)
- □ 2 洗浄設備(流し)
- □ 3 原材料保管設備(戸棚)
- □ 4 温度計付き冷蔵庫
- □ 5 換気設備(換気扇)
- □ 6 ごみ箱 (汚液や汚臭が漏れない構造)
- □ 7 清掃用具
- □ 8 窓 (網戸が必要)
- □ 9 トイレ
- □ 10 トイレ用手洗い、消毒設備
- □ II 更衣場所
- □ 12 水道メーター
- □ 13 その他 図面上部に屋号が記載されていますか? 調理場の壁・天井は凸凹していませんか?







〇よくある質問

- Q 飲食店営業の申請をしていますが、「主として取扱う食品又は添加物」は何 を選択すればよいですか?
- A 「調理食品」を選択し、自由記載欄に具体的なメニューを記入してください。



- Q スマホで申請しているのですが、【ファイル登録】など一部のボタンを押しても反応がありません。どうしたら良いですか?
- A iPhoneまたはiPadでSafariをご利用の環境では、ポップアップがブロックされている可能性があります。設定内容を確認し、ポップアップブロックを解除してご利用ください。

「設定」アプリ⇒「Safari」⇒ポップアップブロックをOFF

- Q システムの操作方法や動作に関することはどこに問い合わせればよいですか?
- A 以下のヘルプデスクにお問い合わせください

受付時間:8:30-18:00(平日) TEL:080-4953-0566(代表)

MAIL: TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp